

写

6 経 営 第 1967 号
令和 6 年 12 月 11 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 江藤 拓

諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 1）について
- 2 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 2）について

果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

令和 7 年 2 月 1 日以後に共済責任期間が開始する果樹共済の共済関係（うめを共済目的とする収穫共済の共済関係のうち共済責任期間の短縮がなされるものにあつては、令和 8 年産のものに係る共済関係）から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

I 収穫共済

1 地域インデックス方式以外の引受方式

（1）基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域（全国連合会にあつては、農林水産大臣が定める区域）ごとに、直近 20 年間に於ける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

（2）果樹通常標準被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち果樹通常標準被害率（ q ）以下の部分の平均値を p_1 とするとき、次式を満たすように果樹通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

（3）共済掛金標準率

ア 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の果樹共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを通常共済掛金標準率とする。

イ 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率を超えるもののそのを超える部分の平均値を

算定し、その平均値に対し、国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを異常共済掛金標準率とする。

ウ 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率の算定基礎率とする。

エ 類区分が定められている共済目的の種類については、類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率とする。

類区分が定められていない共済目的の種類については、共済掛金標準率の算定基礎率を共済掛金標準率とする。

なお、防災施設が定められている共済目的の種類については、防災施設による割引を行った率を共済掛金標準率とする。

2 地域インデックス方式

(1) 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、統計単収から計算される直近 20 年間における各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

(2) 共済掛金標準率

ア 1 の (2) から (3) のイまでに準じて、果樹通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

イ 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

なお、防災施設が定められている共済目的の種類については、防災施設による割引を行った率を共済掛金標準率とする。

II 樹体共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基

礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

(1) I の 1 の (2) から (3) のイまでに準じて、果樹通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

(2) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

Ⅲ I の 1 及びⅡの特例

共済掛金標準率を定めた後、組合等の合併等により組合等の区域の変更があった場合には、次の一般改定までの間は、変更前における組合等の区域ごとに、当該区域につき定められていた共済掛金標準率を適用できることとする。

畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

令和7年2月1日以後に共済責任期間が開始する年産の畑作物共済の共済関係（ばれいしょ及び蚕繭を共済目的とする共済関係のうち同日より前に令和7年産のものに係る共済責任期間が開始するものの引受を行っている県におけるもの並びにさとうきび及び茶を共済目的とする共済関係にあつては、令和8年産のものに係る共済関係）から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

I 地域インデックス方式以外の引受方式

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域（全国連合会にあつては、農林水産大臣が定める区域）ごとに、直近20年間に於ける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 畑作物通常標準被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち畑作物通常標準被害率（ q ）以下の部分の平均値を p_1 とするとき、次式を満たすように畑作物通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9 q - 0.8$$

3 共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、畑作物通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の畑作物共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを通常共済掛金標準率とする。

(2) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののそのを超える部分の平均値を算定し、その平均値に対し、国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを異常共済掛金標準率とする。

(3) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(4) 類区分が定められている共済目的の種類については、類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率とする。

類区分が定められていない共済目的の種類については、共済掛金標準率の算定基礎率を共済掛金標準率とする。

II 地域インデックス方式

1 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、統計単収から計算される直近 20 年間に於ける各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

(1) I の 2 から I の 3 の (2) までに準じて、畑作物通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

(2) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。